青山学院大学証明書交付願【教職課程】

2026年11月

以下の太枠内を黒ボールペン(消えるボールペン不可)で記入してください。ご記入いただいた個人情報は、証明書発行に関わる業務にのみ使用します。

◇必ず記入してください◇

フリガナ		フリガナ		生年月日	西暦　年　月　日	申込日	西暦　年　月　日
氏名		旧姓・名					

日中連絡がとれる連絡先	電話番号:　（　）							E-mail:	
学部・研究科等(学科・専攻まで記入)	在籍期間				学生番号(不明な場合は空欄)				
①	年　月 ～ 年　月								
②	年　月 ～ 年　月								
③	年　月 ～ 年　月								
科目等履修生・聴講生	在籍期間				学生番号(不明な場合は空欄)				
□科目等履修生　□聴講生	年　月 ～ 年　月								
□科目等履修生　□聴講生	年　月 ～ 年　月								

証明書発行料金	円	内訳	申込総数【　通×500円】 ＋ システム管理料【150円】	2通お申込みの場合、合計金額は1,150円（2通×500円＋150円）となります。

◇以下は申込を希望する証明書の欄のみ記入してください◇

学力に関する証明書

注意事項	1.適用法は事前に提出先に確認のうえ、該当のものにチェックしてください。不明の場合は次頁記載の「適用法について」を参照してください。 2.免許状の校種・教科ごとに作成します。同一教科で中学校及び高等学校の証明書が必要な場合は、２通の請求となります。 3.本学に課程認定のない免許校種・教科の証明書は発行できません。不明点は教職支援センターに確認してください。 4.お申し込みの校種・教科で証明できる科目がない場合、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目のみ証明する書式で発行いたします。証明書発行手数料やシステム手数料などの費用の返還は致しかねますので、あらかじめご了承ください。 5.専修免許状の「学力に関する証明書」の請求にあたって、2006年度までに本学大学院に入学し、免許状取得の為に学部聴講をした科目がある場合は、申込時に必ず申し出てください。 6.高等学校(商業)は、平成28年改正法において本学では課程認定を得ていないため、「学力に関する証明書」を平成28年改正法書式で作成することはできません。
適用法	□平成28(2016)年改正法　□平成10(1998)年改正法 □昭和63(1988)年改正法　□昭和29(1954)年　**※次頁の「適用法について」を確認し、該当する適用法にチェックを付けてください。**

校種／教科		英語	フランス語	国語	社会	地理歴史	公民	商業	数学	理科	工業	情報
中学校		通	通	通	通				通	通		
高等学校		通	通	通		通	通	通	通	通	通	通
幼稚園	通											
小学校	通											
66条の6	通											

使用目的	□免許申請　□他大学への提出　□単位の確認 □その他（　）	提出先	
取得希望免許	□専修　□１種　□２種／校種（　）教科（　）		
既取得免許	□専修　□１種　□２種／校種（　）教科（　）		
過去発行	□無　□有（　年　月頃）当時の使用目的（　）		
他大学での単位修得	□無　□有（大学名：　大学）（時期：　年　月 から　年　月）		

証明書 単位修得

司書教諭	通	適用規則を事前に提出先に確認のうえ、該当するものにチェックを付けてください。ただし、司書教諭は除きます。
司書	通	□平成７(1995)年以前施行規則　□平成８(1996)年改正施行規則　□平成21(2009)年改正施行規則
学芸員	通	□平成７(1995)年以前施行規則　□平成８(1996)年改正施行規則　□平成21(2009)年改正施行規則
社会教育主事	通	□平成29(2017)年以前講習等規程　□平成30(2018)年改正講習等規程

証明書 取得見込

教育職員免許状	通	発行希望の証明書の種類と申込枚数を記入 ※在学生のみ発行
司書教諭	通	
司書	通	
学芸員	通	
社会教育主事	通	

証明書を郵送受取希望の場合、以下に送付先をご記入ください。宛名ラベルとして使用します。

〒　：
住所：

氏名：

【事務使用欄】

<次頁へ続きます>

受付日	20　年　月　日	受付：	本人確認	運転免許証・パスポート・マイナンバーカード・本学学生証・戸籍謄本(抄本)・その他〔　〕						
交付日	20　年　月　日	窓口・郵送	作成者		確認１		確認２		**発行履歴データ入力** □	

適用法について：提出先によって適用法の指定がある場合があるため、**適用法については必ず提出先に確認してください。**

平成10(1998)年改正法以前入学者で、在学中に修得できなかった不足単位をこれから修得する場合や、別の校種/教科の免許状をこれから新しく取得する場合は、原則「平成28(2016)年改正法」の適用となります。平成28(2016)年改正法に読み替えた証明書を発行する必要がありますので、適用法欄「平成28(2016)年改正法」にチェックをつけてください。
ただし、平成28(2016)年改正法に読み替えて、証明できない科目が生じることがあります。
また、平成10(1998)年改正法適用者が、免許法施行規則第66条の6に定める科目のみ修得できなかった場合には、平成10(1998)年改正法適用となります。

教育職員免許法の改正に伴う、本学の適用時期は以下のとおりです。

平成28(2016)年改正法	平成31(2019)年度以降入学生
平成10(1998)年改正法	平成12(2000)年度～平成30(2018)年度入学生
昭和63(1988)年改正法	平成2(1990)年度～平成11(1999)年度入学生
昭和29(1954)年改正法	平成元(1989)年度以前入学生

※編入学した場合や、科目等履修生として単位を修得した場合、当時の経過措置によっては、
上表が当てはまらない可能性があります。

チェックリスト：郵送にて証明書を申し込まれる際は、以下のチェックリストをご確認のうえ、お申し込みください。

□ホームページ「教職・各種資格の証明書について」記載の注意書きを確認しました。
□必要事項に記入漏れがないことを確認しました。
□身分証明書のコピー(在学当時と姓名が異なる場合は戸籍謄本(抄本)のコピーを含む)を同封しました。
□定額小為替に余剰・不足がないことを確認しました。
□ （返送にて証明書お受取希望の場合） 必要料金分の返送用の切手を同封しました。
□ （返送にて証明書お受取希望の場合） 前頁下部の「送付先」を記入しました。

【注意事項】
証明書申請書類一式が到着後、5営業日後に投函します(到着は郵便事情によります)。申請書類に不備がある場合や作成にあたり必要な情報が不足している場合は、これらの不備が解消されるまで作成・投函できませんのでご注意ください。

【事務使用欄】